

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	東 - 3 0	見 積 価 額	2 , 8 1 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	2 9 0 , 0 0 0 円
不動産の表示（登記簿の表示による）			
(土地の表示)			
所在	北葛飾郡杉戸町清地六丁目		
地番	961番7		
地目	宅地		
地積	100.00㎡		
(主である建物の表示)			
所在	北葛飾郡杉戸町清地六丁目961番地7		
家屋番号	961番7		
種類	居宅		
構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建		
床面積	1階 46.37㎡		
	2階 46.37㎡		
財産の状況			
1 第一種住居地域（建ぺい率60％ 容積率200％）			
2 北東側幅員約4mの舗装町道に接する。土地の標準的な環境条件として日照通風等が優る。			
3 昭和49年3月31日新築（築52年経過）。経年等による建物全体の老朽化が認められる。			
4 上水道・公共下水は敷地内引込済（管の閉塞や漏水等の有無、再接続・使用可否については不明）			
5 2階部分に増築部分があるが、増築時期等は不明。			
6 建物内部の維持管理の状況は不明。			
7 洪水ハザードマップ浸水区分3.0～5.0m未満に該当。			
8 隣接地との境界は不明。地積測量図があるためおよその位置の特定は可能だが、執行機関（杉戸町）による境界明示や越境物の解消等は一切行わない。			
9 その他			
(1) 本公売物件は現状有姿での引き渡しとなる。公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（杉戸町）は担保責任（契約不適合責任）等			

を一切負わない。

- (2) 執行機関（杉戸町）は、公売財産の引渡しの義務を負わない。また、本家屋の鍵を保有していないため、買受人への鍵の引き渡しは行わない。売却決定（所有権移転）後の開錠、入室、建物明渡し請求、および保安全管理（不法侵入対策等）は、すべて買受人の責任と費用において行うこと。
- (3) 本公売物件（家屋内および敷地内）に存在する一切の残置物（家具、家電、衣類、その他動産類）の所有権は買受人に移転しない。執行機関（杉戸町）は、これら残置物の撤去、保管、処分等について一切の義務および責任を負わない。買受人は、残置物の取り扱いについて、法的手続き（訴訟および強制執行等、または所有者との合意）に則り、自らの責任と費用負担において解決すること。
- (4) 執行機関（杉戸町）は、土地汚染やアスベスト、廃棄物等の埋設の有無、地中埋蔵物や汚染物質の除去等の専門的な調査は行っていない。実測図と公簿（登記簿）に相違がある場合も含め、すべて現況を優先するものとする。
- (5) 本物件は、執行機関（杉戸町）による屋内への立ち入り案内（内覧）は行わない。公売公告及び現況や物件外観の確認をもって、物件状況を十分納得した上で入札すること。
- (6) 本物件は現在空き家だが、執行機関（杉戸町）は維持・管理を行っていない。公売公告から代金納付までの間に、第三者（所有者を含む）の立ち入り、損壊、放火、器物損壊、雨漏り等の被害が生じた場合であっても、現況優先とし、執行機関（杉戸町）はその責任を負わない。
- (7) 権利移転に伴う費用（登録免許税、登録手数料等）は買受人の負担となる。また、所有権移転後は、地方税法に基づき、固定資産税及び不動産取得税が課税される。
- (8) 本物件の滞納処分（公売）に対し、所有者（滞納者）が売却決定後、買受人に対して直接的な抗議、あるいは残置物の所有権等を巡る紛争等が生じた場合でも、執行機関（杉戸町）は一切の紛争解決手続に関与しない。あらかじめその可能性を十分に認識・承知した上で入札すること。

【最寄り駅】

東武伊勢崎線東武動物公園駅 東方約 2 k m

その他事項

混在財産

売却区分番号

東 - 3 0

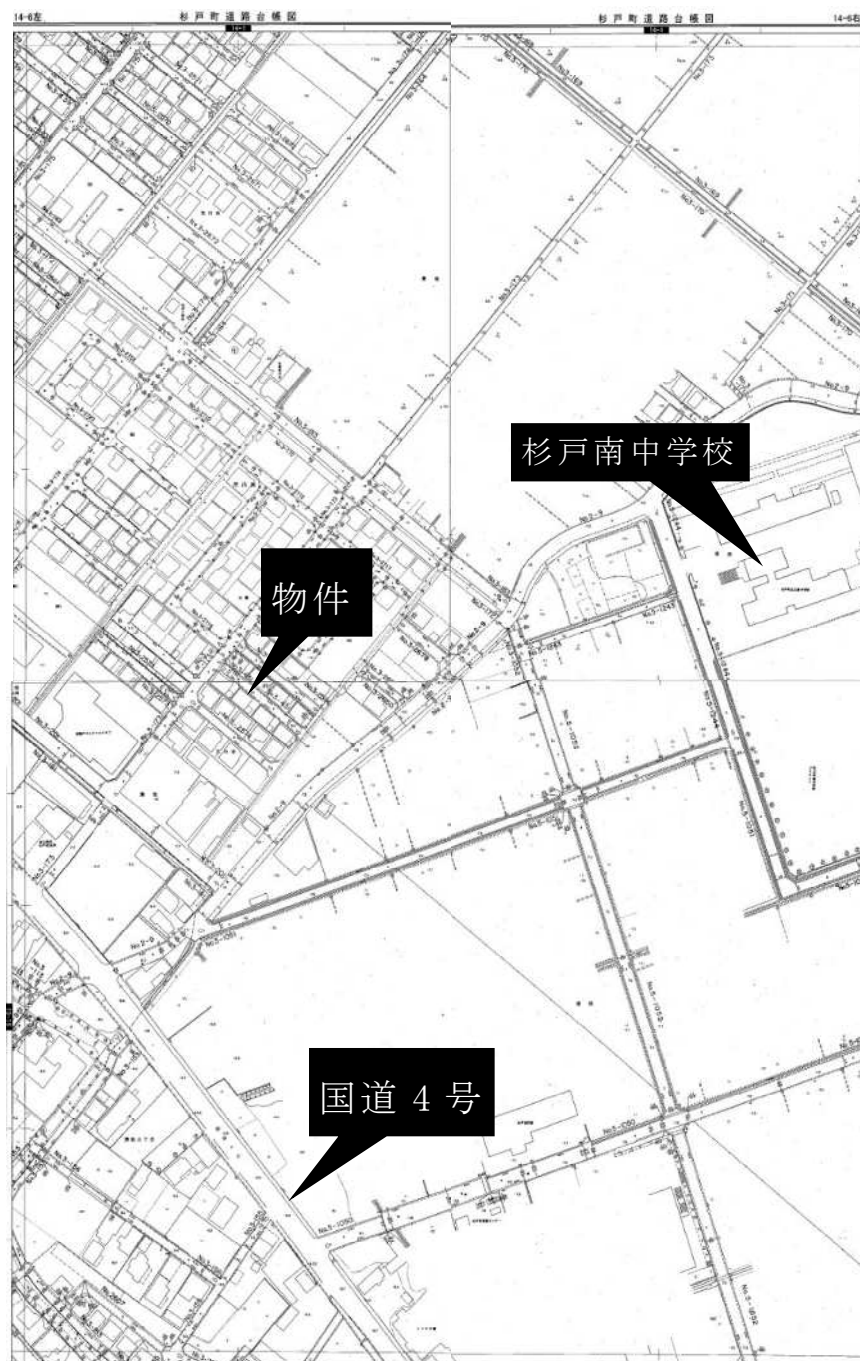
[公図]



売却区分番号

東－30

[道路台帳図]

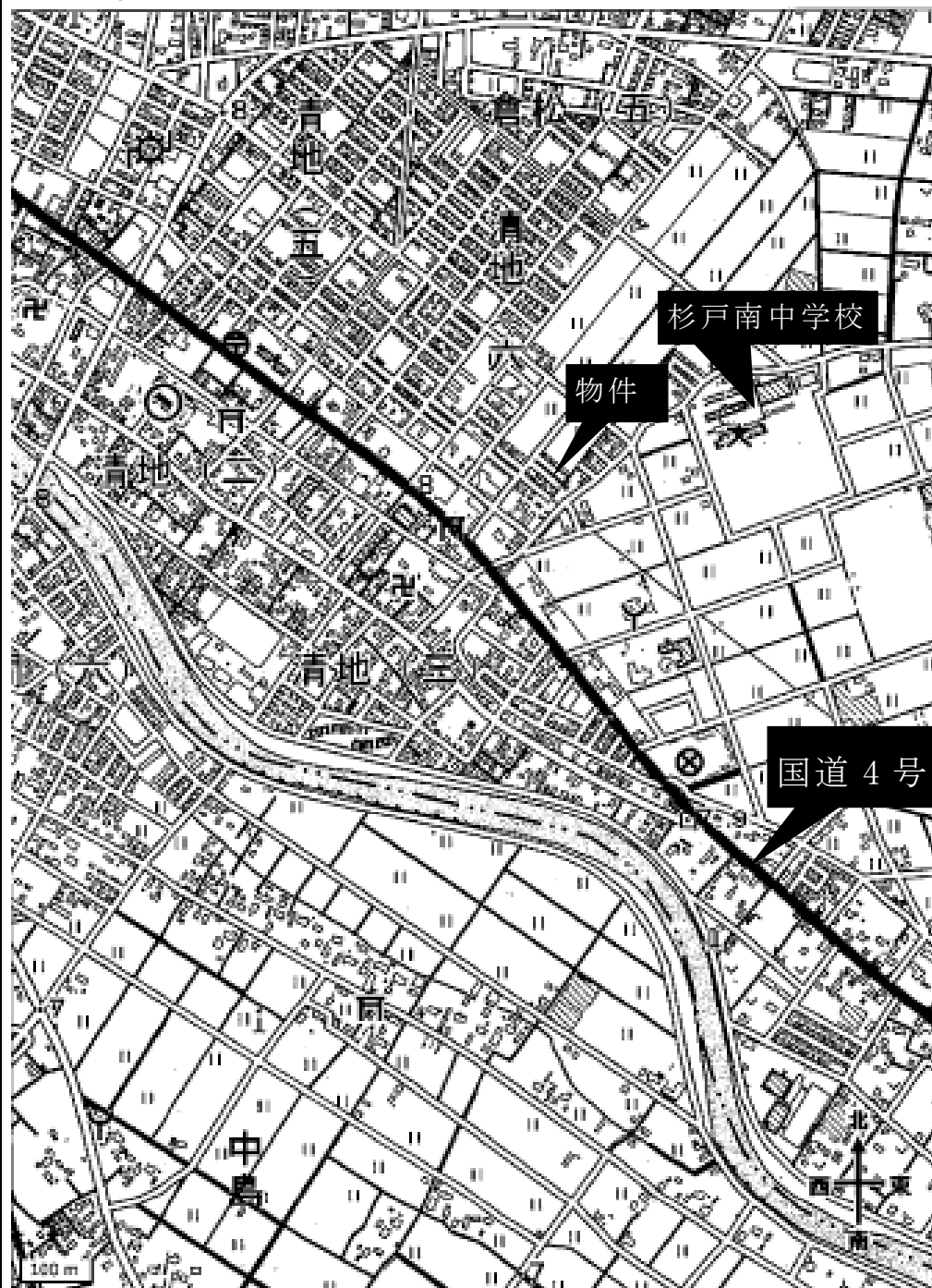


売却区分番号

東 - 3 0

[所在図]

地理院地図
GSI Maps



売却区分番号

東－３０

〔写真①〕 建物 西から



売却区分番号

東－３０

〔写真②〕 建物 東から

